

# 立命館大学学生法律相談部規約

## 第1章 名称

第1条 本団体は、立命館大学学生法律相談部と称する。

## 第2章 事務所

第2条 当部は、立命館大学内に事務所を置く。

## 第3章 目的

第3条 当部は、市民の基本的人権の擁護と社会正義の実現のために、次の各号に掲げる活動を実施する。

1. 市民を対象とした無料法律相談
2. 前号の活動を実施するために必要な能力を養成する為の研究会
3. 当部の有する知識及び経験、人脈に基づいた一切の活動
4. 前各号に附帯する一切の活動

## 第4章 部員

第4条 ①当部の部員となるためには、立命館大学の学生たる地位を有しなければならない。ただし、飛び級制度等により、本来の卒業年度以前に立命館大学の学生の地位を失う場合、その地位を失った時に当部の OB・OG としての地位を有することを認める。

②入部を希望する者は、執行役員会に入部届申請書を提出しなければならない。

③前項の申請があった場合には、執行役員会は、遅滞なく入部申請を承認するか拒否するかを決定しなければならない。

④申請者は、前項の承認があった時から部員となる。

⑤その他、入部に関する手続については、執行役員会において定める。

第5条 ①退部を希望する者は、執行役員会に退部届を提出しなければならない。

②前項の届出は、所属デスクが決定する前の1回生は二回生副部長、その他の者は所属デスクチーフを通して行わなければならない。

③第1項の届出があった場合には、執行役員会は、届出者及び所属デスクチーフの意見を聴いた上で、特段の事情がない限り、退部を承認しなければならない。

④届出者は、前項の承認があった時から部員でなくなる。

⑤その他、退部に関する手続については、執行役員会において定める。

#### 第5条の2

①当部の活動につき、長期間参加できないことが明白であり、その理由が正当である場合に休部届を提出することができる。

②休部を希望する者は休部届を提出しなければならない。

③前項の届出は、所属デスクが決定する前の1回生は二回生副部長、その他の者は所属デスクチーフを通して行わなければならない。

④第2項の届出があった場合には、執行役員会は届出者および所属デスクチーフの意見を聴いた上で、特段の事情がない限り、休部を承認しなければならない。

⑤届出者は、前項の承認があったときから休部が認められ、規約第6条1項1号における除名権は行使されない。

⑥休部状態から部員として活動の再開を希望する際は、復帰届を執行役員会に提出しなければならない。

⑦休部から退部を希望する者は退部届を提出しなければならない。

⑧その他、休部に関する手続については、執行役員会において定める。

- 第6条 ①執行役員会は、次の各号に該当する部員を除名することができる。
1. 3ヶ月以上、正当な理由なく法律相談活動に参加しない部員
  2. 正当な理由なく当期以前の部費または入部金、特別費用を納入しない部員
  3. 所属デスクが決定する前の1回生で、かつ、3ヶ月以上連絡が取れない部員
  4. 正当な理由なく当部の活動を妨害する部員
- ②執行役員会は、前項の規定により除名を行う場合には、総会で承認を得なければならない。
- ③前項の総会を行う際、第1項各号に該当する者は出席し、弁明することができる。
- ④第1項の効力は、総会において除名の決議がなされた日より効力が発生し、当期においてははじめから部員でなかったものとみなす。
- 第7条 当部が実施する法律相談活動は、原則として部員のみが検討及び回答する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、顧問またはOB・OGの検討及び回答を認める。

## 第5章 顧問

- 第8条 ①当部は、法律相談活動において助言を得るために、顧問を置く。
- ②前項の顧問は、立命館大学法学部及び立命館大学大学院法学研究科または法務研究科の教員でなければならない。
- ③移動法律相談については、1人以上の顧問が出席しなければ、実施することができない。
- ④前項において、顧問が出席できない場合には、顧問が推薦する立命館大学法学部及び立命館大学大学院法学研究科または法務研究科の教員の出席をもって、顧問の出席に代えることができる。

## 第6章 法律相談活動

第9条 ①当部は、法律相談活動として、通常法律相談と移動法律相談を実施する。

②前項の活動は、常に無料で実施しなければならない。

③通常法律相談は、執行役員会の定める期日に、立命館大学内に置いて実施する。

④移動法律相談は、立命館大学外において実施する。

⑤前項の会場及び時期は、執行役員会において決定する。

⑥執行役員会は、前項の決定をする場合には、部員の意見を尊重しなければならない。

第10条 ①部員は、原則としてすべての法律相談活動に出席しなければならない。ただし、執行役員会において定める手続きにより、欠席の許可を受けた場合はこの限りではない。

②前項の主務役員は、社会局長とする。

③1回生は、当該学年の9月末日までの間、4回生は、当該学年の間、第1項の規定に関わらず、任意出席とする。

第11条 正当な理由なく、法律相談活動に欠席及び遅刻してはならない。

第12条 ①その他、法律相談活動に関する事項については、執行役員会において定める。

②前項の主務役員は、社会局長とする。

## 第7章 総会

第13条 総会は、当部の最高意思決定機関である。

第14条 総会は、方針総会、総括総会及び人事総会（定時に実施するものに限る）を定

時総会とし、その他の総会を臨時総会とする。

第15条 ①定時総会は、各年度において方針総会を2回、総括総会を2回、人事総会を2回とする。尚、執行役員会において実施時期を定めて行わなければならない。

②臨時総会は、その必要がある場合に実施する。

第16条 部長は、次の各号に掲げる場合には、総会を招集しなければならない。

1. 定時総会の実施時期
2. 全部員の5分の1以上の請求がある場合
3. その他、執行役員会が臨時総会を招集する必要があると判断した場合

第17条 ①前条第2号の招集請求があった場合には、部長は、その請求があった日から1週間以内に、会議の日時、場所及び審議事項を部員に対して通知し、その後、2週間以内に総会を実施しなければならない。

②前項において、部長が所定の期間内に必要な手続きを行わない場合には、事務局長及び招集請求者は、必要な手続きを代執行することができる。

第18条 ①総会を招集する場合には、会議の日時、場所及び審議事項を、総会実施日の1週間前までに、部員に対して通知しなければならない。

②全部員の4分の3以上の同意がある場合には、前項の期間を「総会実施日の前日まで」に短縮することができる。

③前2項の規定に反して実施された総会は無効とする。

第19条 総会には、次の役員を置く。

1. 議長（1名）
2. 副議長（1名）
3. 書記（若干名）

第20条 ①議長は、各総会において、出席者の中から選出する。

②副議長及び書記は、各総会の出席者の中から事務局長が選任する。

③議長は、総会の進行を行う。

④副議長は、議長を補佐し、議長が選任されるまでの間、総会の進行を行う。

⑤書記は、議事内容を記録し、議事録を作成する事務局長の補佐を行う。

第21条 ①総会において、議長の解任動議が提出された場合には、出席者の過半数の賛成により解任される。

②前項の動議が提出された場合には、他の全ての議案に優先して採決しなければならないが、これに反して行われた採決は無効とする。

③第1項の採決は、副議長がこれを行う。

第22条 ①総会は、全部員(8月末日までにおける1回生は除く)の過半数の出席を要し、当該総会に出席した議決権保持者数の過半数により議決される。

②前項において、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

第23条 議長及び議案提出者は、議決権を有しない。

第24条 ①その他、総会の運営について必要な事項については、執行役員会において定める。

②前項の主務役員は、事務局長とする。

## 第8章 役員及び執行役員会

第25条 総会の決定事項を円滑に執行するために、全執行役員で構成する執行役員会を設置する。

第26条 執行役員会の意思決定は、全執行役員の合議によって行う。

第27条 執行役員会は、助言を得るために、参与を委嘱することができる。

第28条 執行役員会は、常に公開されなければならないが、全ての部員は、執行役員会に出

席することができる。

第29条 ①執行役員会を実施する場合には、その開始の前までに、会議の日時、場所及び審議事項を部員に対して通知しなければならない。

②緊急の場合には、前条の手続きを省略することができる。ただし、会議終了後、直ちに、事前に通知できなかった理由、会議の日時、場所及び審議事項を部員に対して通知しなければならない。

第30条 ①当部は、次の各号に掲げる執行役員を置く。

1. 部長
2. 副部長
3. 二回生副部長
4. 財務局長
5. 事務局長
6. 社会局長
7. 渉外局長
8. 広報局長
9. 文化局長
10. 財務局次長
11. 財産法デスクチーフ
12. 借地借家法デスクチーフ
13. 公法デスクチーフ
14. 家族法デスクチーフ
15. 夏期移動法律相談実行委員長

②前項第15号は、前期のみ置くこととする。

③第1項の規定における役員の数人は、原則として各役職者1名とする。ただし、やむを得ない事由がある場合には、役職を兼任することができる。この規定に関しては、方針総会においてその事由を部員に対して説明しなければならない。

第31条 各執行役員は、次の各号に掲げる職務を行う。

1. 部長は、当部を代表し、総会及び執行役員会を招集する。

2. 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。  
また、顧問（顧問の推薦により、移動法律相談に出席する特別顧問を含む）、学内関係部署及び OB・OG 会との連絡及び調整、通常法律相談会場の確保を担当する。
3. 二回生副部長は、デスクの所属が決定する前の 1 回生に関する事項の内、他の役員の職務である部分を除く事項を担当し、1 回生のデスクの所属が決定した以降は、副部長の職務に準ずる。
4. 財務局長は、予算書・決算書の作成、入部金・部費・文化局管掌の特別費用を除く特別費用の徴収、その他、財務に関する事項を担当する。
5. 事務局長は、当部の事務に関する一切の事項を統括し、総会の運営及び議事録の作成、執行役委員会の書記、議事録作成及び保管、印刷業務、部室の管理、書記の管理、備品並びに消耗品の調達及び管理、その他、他の役員の職務でない事項を担当する。
6. 社会局長は、法律相談の運営、相談に関する記録等の保管及び風紀に関する事項を担当する。
7. 渉外局長は、法律相談活動における、学外関係部署との交渉及び他大学との交流に関する事項を担当する。ただし、夏期移動法律相談に関してはこの限りではない。
8. 広報局長は、ポスター等の発注及び管理、ポスター等の掲示・配布、その他、法律相談の広報活動に関する事項を担当する。ただし、夏期移動法律相談に関してはこの限りではない。
9. 文化局長は、懇親会等のレクリエーション活動に関する事項を担当する。
10. ①財務局次長は、財務局長を補佐し、執行役員会で定める事項を担当する。  
  
②前項の主務役員は、財務局長とする。
11. 財産法デスクチーフは、財産法デスクに関する事項を担当する。



- 1 2. 借地借家法デスクチーフは、借地借家法デスクに関する事項を担当する。
- 1 3. 公法デスクチーフは、公法デスクに関する事項を担当する。
- 1 4. 家族法デスクチーフは、家族法デスクに関する事項を担当する。
- 1 5. 夏期移動法律相談実行委員長は、夏期移動法律相談実行委員会を統括し、夏期移動法律相談における学外関係部署との交渉及び広報活動に関する事項を担当する。

第 3 2 条 財務局次長は、その任期が満了した後、財務局長となる。

第 3 3 条 ①各執行役員は、部員の合議により選出し、方針総会において、その方針が承認されたことをもって信任されたものとみなす。

②前項の合議によって選出できなかった役員については、総会において選挙を実施して選出する。

③前 2 項の選挙手続きについては、執行役員会で定める。

④前項の主務役員は、事務局長とする。

⑤方針総会において、その方針が承認されなかった場合には、各執行役員は、その議決があった時に失職する。

⑥部長・副部長・二回生副部長及び財務局次長は、方針総会に先立って実施される人事総会において信任を得なければならない。

⑦前項において、その信任が得られなかった者は、第 1 項の合議によって選出された時に遡って、選出されなかったものとみなす。

第 3 4 条 総会において不信任決議案が可決された場合には、当該執行役員は、その議決の時に解任される。

第 3 5 条 ①執行役員会は、必要がある場合には、新たに執行役員を置くことができる。

②前項の場合には、新たに執行役員を置いた後、最初の総会において承認を得なければならない。

③前項の承認が得られなかった場合には、当該執行役員は、その議決があった時から廃止する。

第36条 ①各局長は、その業務を補助させるため、次長及び主任を置くことができる。

②前項の役員の職務内容等については、各局規則でこれを定める。

③第1項の役員は、本規約に別段の定めがない限り、補助役員であって執行役員でない。

第37条 ①各局長は、本規約の委任がある場合、その他、必要がある場合には、規則を定めることができる。

②前項の規則は、部員に通知した日から実施する。

第38条 役員の任期は、前期が4月1日から9月末日まで、後期が10月1日から3月末日までとする。

## 第9章 機関

第39条 当部は、次の各号に掲げる機関を設置する。

1. 財務局
2. 事務局
3. 社会局
4. 渉外局
5. 広報局
6. 文化局
7. 財産法デスク
8. 借地借家法デスク
9. 公法デスク
10. 家族法デスク
11. 夏期移動法律相談実行委員会

第40条 各機関の職務内容については、第31条の規定を準用する。

第41条 第39条第7号ないし第10号の機関の担当範囲については、執行役員会において定める。

第42条 ①執行役員会は、必要がある場合には、新たに機関を設置することができる。

②前項の場合には、新たに機関を設置した後、最初の総会において承認を得なければならない。

③前項の承認が得られなかった場合には、当該機関は、その議決があった時から廃止する。

第43条 ①各局には局員を、各デスクにはデスク員を置く。

②局員は、各局の局長が、他の局長と協議の上、任命する。

③デスク員は、本人の希望を出来る限り尊重しつつ、各デスクチーフの協議により、その所属デスクを決定する。

## 第10章 個人情報に関する規定

### 第1節 総則

第44条 本章は、当部が保有する個人情報及び個人情報データベース等（以下「個人情報等」という）を適正に取り扱い、個人の人権を保護するための基本となる事項及び個人情報保護に関する部員の責務を定めることを目的とする。

第45条 本章において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 個人情報 特定の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの及び他の情報と照合することにより特定の個人の私生活・私事に属する事項を確知することができるもの
2. 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるものをいう。

イ. 個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

ロ. イに掲げるもののほか個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。

3. 本人 個人情報によって識別される特定の個人

4. 個人情報管理責任者 個人情報の適切な管理措置を講じ、個人情報の適正な取り扱いの実施及び運用に関する責任と権限を有する者

第46条 本章は、当部の部員及び当部の卒業生、退部もしくは除名された者（以下「部員等」という。）に対して適用する。

第47条 ①当部は、個人情報等が個人の基本的な人権擁護の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを認識し、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

②当部は、本章の個人情報保護規定を公表するとともに、本章における規定の実施・運用についての指針（ガイドライン）を定め、部員等に対し、個人情報にかかる個人の権利保護の重要性を理解させ、かつ個人情報保護の確実な実施を図るための必要かつ適切な措置を講じるものとする。

第48条 ①部員等は、活動の中で知り得た個人情報を漏洩し、又は不当な目的に使用してはならない。

②部員等は、本章に定める規定を遵守し、また個人情報管理責任者の指示に従って、個人情報等を取り扱わなければならない。

第49条 本章において、次の各号に掲げる個人情報の個人情報管理責任者は、当該各号に定めるところによる。

1. 当部が有する全ての個人情報 部長

2. 当部の部員等の個人情報 副部長

3. 所属デスク決定までの間の1回生（入部していない者も含む）及び2回生部員の個人情報 二回生副部長

4. 相談に関する個人情報 社会局長

第50条 ①個人情報管理責任者は、個人情報等の管理について責任を負う。

②個人情報管理責任者は、個人情報等を取り扱う部員等に対し、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

## 第2節 個人情報の取り扱い

第51条 当部は、個人情報等を取り扱うに当たって、当部の活動の遂行上必要な範囲内で、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

第52条 ①個人情報の取得は、利用目的の達成に必要な限度において、適正な手段により、これを行わなければならない。

②当部が、個人情報を取得する場合は、本人に対して、利用目的を明示し、個人情報の取得について本人の同意を得なければならない。

第53条 個人情報管理責任者は、取り扱う個人情報の漏洩、滅失、毀損及び改竄の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第54条 個人情報管理責任者は、保有する必要がなくなった個人情報等を、確実かつ迅速に廃棄し、又は消去しなければならない。

第55条 当部は、本人から、当該本人が識別される個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、利用目的の達成の範囲内において、遅滞なく必要な調査を行ない、その結果に基づき、当該個人情報等の内容の訂正等を行う。

## 第11章 会計

第56条 ①部員は、入部金、部費、及び特別費用（当部の活動において、入部金及び部費以外において必要とされる費用）を納入しなければならない。

②前項の金額は、総会において承認された額とする。

③第1項に定められた金銭は、第5条第4項及び第6条第4項の規定に関わら

ず一度納入した場合において、返金はしないものとする。

第57条 ①次の各号に掲げる事項については、部員に報告しなければならない。

1. 年間予算
2. 年間決算
3. 移動法律相談の予算及び決算
4. その他、部員から集金して活動を行う場合の予算及び決算

②前項の報告は、部室内の掲示及び総括総会で行わなければならない。

第58条 当部の会計年度は、学友会会計規定に定められた期間を則る。

## 第12章 規約の改正

第59条 本規約を改正する場合には、総会において、出席部員の5分の4以上の賛成を得なければならない。

## 第13章 雑則

第60条 ①執行役員会は、各期の役員の任期を越えて審議すべき事項がある場合には、特別委員会を設置することができる。

②前項の特別委員会に関する事項は、執行役員会でこれを定める。

第61条 主務役員は、当該事項の執行責任者とする。

第62条 当部の通知は、当部の部室に掲示して行う。

第63条 本規約に定めのない事項については、各局規則及び執行役員会の決定による。ただし、第10章に掲げる規定の詳細な取り決め及びその趣旨を図るために必要な事項に関しては、執行役員会が別途、「個人情報保護ガイドライン」を策定しなければならない。

## 附則

第1条 本規約は、平成22年6月14日から施行する。

平成 22 年 6 月 13 日

立命館大学学生法律相談部  
規約改正委員会

委員長 五戸晃太

委員 寺石豊

同 三上真幸

同 江口巧郎

同 松本樹

同 姥迫英孝

平成 22 年度前期部長 五戸晃太